

「公営住宅等整備基準の一部を改正する省令案」に関する
パブリックコメントの募集の結果について

平成21年4月7日

〈お問い合わせ先〉

国土交通省住宅局住宅総合整備課

03-5253-8111(内線:39345)

国土交通省では、平成21年2月14日から3月15日まで、「公営住宅等整備基準の一部を改正する省令案」に関するパブリックコメントを実施し、その結果、3件のご意見を頂きました。

頂いた意見に対する国土交通省の考え方を、以下の通り取りまとめましたので、公表いたします。

○ご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方

番号	ご意見の概要	国土交通省の考え方
1	地方公共団体が独自基準を定める手法について条例に限定しない形で改正して頂きたい。また、独自に定めた基準の公開について義務づけしないで頂きたい。	公営住宅等整備基準における床面積及び住宅の性能、設備に関する基準については、地域の実情に照らして必要と認められる範囲内で事業主体の長が別に定めることとしました。なお、事業主体の長が別に定める基準の公開については、特に定めはありません。
2	床面積の緩和を行うのであれば、介護が必要となったときも十分にスペースが確保できるよう居室部分や廊下を広くとるように指定して頂きたい。	高齢者の移動の利便性及び安全性の確保については、公営住宅等整備基準の第10条及び第11条に規定しております。
3	地方公共団体で異なる基準を設けると、既存住宅と差が大きくなると思います。また、国費を使うのに、過剰な仕様になるというのはいかがものかと考えます。	公営住宅等整備基準における床面積及び住宅の性能、設備に関する基準については、地域の実情に照らして必要と認められる範囲内で事業主体の長が別に定めることとしました。